岩手県告示第4号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営江釣子 第二地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土 地として指定した。

平成23年1月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用途	地積	特に減じる地積
				m²	m²
北上市上江釣子10地割	61番	田	田	304	170
11	294番 1	"	"	1, 013	995
北上市上江釣子11地割	46番	"	"	803	143
II	76番	"	"	674	160
II	161番1	"	"	1, 011	70
II	163番 1	"	"	1, 013	35
II	190番1	"	"	1, 014	341
II	255番	"	"	995	491
北上市上江釣子12地割	1番	"	"	819	161
n,	33番	"	"	932	65
n,	42番	"	"	591	456
II	81番1	"	"	1, 192	92
II	157番1	"	"	1, 018	339
北上市上江釣子13地割	52番	"	"	339	149
北上市鳩岡崎 5 地割	96番1	"	"	396	66
ıı	277番1	"	"	255	43
北上市鳩岡崎6地割	77番	"	"	502	115
北上市北鬼柳12地割	1番1	"	"	446	132